

空検第 533 号

整理
番号

TCD-772A-71

耐空性改善通報

昭和 46 年 12 月 10 日

運輸省航空局長 内 村 信 行

1. 通用装備品

グラビナー式 174A 型消火ボトル

2. 本通報による検査、修理、交換、改造等を実施しないときは、航空法第 134 条第 2 項に規定された立入検査を実施のうえ、第 14 条の 2 の規定により耐空証明の効力を停止し、もしくは有効期間を短縮し、又は第 10 条第 3 項（第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更することがありますから通達します。

なお、本通報により実施した作業については、航空法 第 58 条第 2 項に定めるとおり航空日誌に記載すること。

3. 実施時期

4 項による。

4. 適用項目

前記型式消火ボトルに漏れが発見された事例があつたので、TCD-772-71 及び TCD-772-1-71 による最近の検査後 6ヶ月以内に、その後は 6ヶ月を超えない間隔で（交換用消火ボトルについては、次の飛行前に及びその後は 6ヶ月を超えない間隔で、）、次の事項を実施すること。

4.1.1 消火ボトルを取りおろし、重量を測定し、消火ボトルに刻印された重量より 1オンス以上減少している場合は使用可能なものと交換すること。

4.1.2 4.1.1項の測定の結果合格したものについて、さらにオペレーティング・ヘッド及びオペレーティング・ヘッドとコンテナの間のろう付け部について汚れをふき取つた後、石けん水等を使用して漏れの検査を行ない、漏れが認められた場合は、使用可能なものと交換すること。

5. 備考

5.1 本通報は昭和46年12月28日より発効する。

5.2 本通報による交換を実施した場合は、有資格整備士が確認し、一週間以内に（既に実施した場合は、本通報発効後一週間以内に）地方航空局前任航空機検査官又は空港事務所駐在航空機検査長に報告すること。

5.3 本通報は、TCD-772-71 及び TCD-772-1-71 に代るものである。